

社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等については、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬は支給しない。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

2 関係行政機関から就任した者については、前項の規定は該当しないものとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

2 会長の報酬については、毎月支給する。

3 非常勤役員等が退職（任期満了を含む。）したときは、当月分までの報酬等を支給する。
また、新たに就任した非常勤役員等の報酬等は、当月より支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものである。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（非常勤役員の報酬）

役 職 名	報 酬 額
会 長	月額 30,000 円
理 事	1 回 2,227 円
監 事	1 回 2,227 円